

令和6年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和6年9月3日（火）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	9月3日 午前9時00分宣告（第1日）			
応 招 議 員	1 番	多 田 陽 子	2 番	山 岸 美登利
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	飯 田 雅 広	6 番	板 倉 浩 幸
	7 番	三 浦 知 将	8 番	吉 田 正 昭
	9 番	加 藤 裕 子	10 番	富 田 さとみ
	11 番	伊 藤 俊 一	12 番	水 野 智 見
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	加 藤 正 人
	政 推 進 策 室	室 長	小 島 昌 己		
	総 務 部	部 長	鈴 木 敬	総務課長	藤 下 真 人
	民 生 部	部 長	不 破 生 美	住民課長	戸 谷 政 司
		保 険 医 療 課 長	後 藤 雅 幸	介 護 支 援 課 長	松 井 智 恵 子
		こ ど も 福 祉 課 長	飯 田 陽 亮		
	産 建 設 業 部	部 長	肥 尾 建 一 郎	次 長 兼 ち づ ぐ 推 進 課 長	福 谷 光 芳
		土 木 農 政 課 長	東 方 俊 樹		
	会 計 管 理 室	会 計 管 理 者 兼 会 計 管 理 室 長	服 部 幸 太		
	上 下 水 道 部	部 長	伊 藤 和 光	下 水 道 課 長	北 條 寿 文
	消 防 本 部	消 防 長	竹 内 豊		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	服 部 英 生	教 育 部 長 次	舘 林 久 美
		教 育 課 長	兼 岩 英 樹		
	委 員 長 及 び 委 員	監 査 委 員	山 本 隆 彦		
本会議に職務 のため出席した者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	萩 野 み 代	書 記	荒 木 慎 介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 同意第2号 蟹江町教育委員会教育長の任命について
- 日程第5 同意第3号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第4号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第43号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第44号 表彰について
- 日程第9 報告第4号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分等の報告について
- 日程第10 議案第45号 蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第46号 蟹江町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第47号 令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第48号 令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第14 議案第49号 令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第50号 令和6年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第51号 令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第52号 令和6年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第53号 令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 認定第1号 令和5年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第2号 令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第3号 令和5年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第4号 令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第5号 令和5年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第6号 令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第7号 令和5年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第26 認定第8号 令和5年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

て

- 追加日程第27 同意第2号 蟹江町教育委員会教育長の任命について
- 追加日程第28 同意第3号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第29 同意第4号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第30 議案第43号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第31 議案第47号 令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

令和6年第3回蟹江町議会定例会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに議会運営委員会報告書が配付されています。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回蟹江町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、監査委員、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には荒木慎介君を指名します。

ここで、去る8月23日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

改めまして、皆さん、おはようございます。議会運営委員長の安藤洋一でございます。

それでは、早速、去る8月23日金曜日午前9時より開催されました令和6年第3回9月定例会第1回議会運営委員会の協議結果についてご報告を申し上げます。

1、会期の決定について。

令和6年9月3日火曜日、本日から9月24日火曜日までの22日間と決定いたしました。

2、議事日程について。日時、議事日程、備考の順に読み上げてまいります。

9月3日火曜日午前9時より議案の上程、付託、精読、その後、先議案件を審議、採決いたします。全て終了の後、全員協議会、その後、議員総会が行われます。同意第2号から同意第4号、議案第43号、議案第47号については、初日に追加日程により審議、採決されますので、よろしくお願いします。

4日水曜日午前9時。3日に終了または開催できなかった場合の予備日となります。

6日金曜日午前9時、総務民生常任委員会。付託事件審査、所管事務調査。議案第44号から議案第46号、以上3件が付託されます。その後、議会報告会の打合せとなります。

同日の午後1時30分、防災建設常任委員会。所管事務調査、議会報告会の打合せの予定となっております。

12日木曜日午前9時、一般質問。議会広報編集委員会。11月1日発行号の割り付け等となっております。その後、議会運営委員会。意見書等の取りまとめとなっております。

13日金曜日午前9時。12日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

19日木曜日午前9時、決算審査。

20日金曜日午前9時。これは19日に終了できなかった場合の予備日となっております。

24日火曜日午前9時。委員長報告、その後、議案審議、採決、そして閉会。全て終了の後、議員総会の予定となっております。

3、人事案件について。

(1) 同意第2号「蟹江町教育委員会教育長の任命について」。

(2) 同意第3号「蟹江町教育委員会委員の任命について」。

(3) 同意第4号「蟹江町教育委員会委員の任命について」。

(4) 議案第43号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。

以上4件は、初日に追加日程により審議、採決を行います。

4、先議案件について。

議案第47号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」については、提案理由の説明の後に暫時休憩とし、全員協議会を開催して詳細説明を受けます。その後、本会議を再開し、初日に追加日程により審議、採決を行います。

5、総務民生常任委員会所管事務調査について。

9月6日金曜日、付託事件審査終了後、議会報告会における報告内容についての打合せを行っていただきます。

6、防災建設常任委員会所管事務調査について。

9月6日金曜日午後1時30分より、議会報告会における報告内容についての打合せを行っていただきます。

7、一般質問について。

通告書様式により、質問の要旨を初日の前日正午までに議長へ通告をお願いします。これは既に終わっております。答弁を求める者についても通告書に記載をお願いいたします。

質問の際の議員提出参考資料については、質問1日目の前々日の正午までに議会事務局に電子データを提出をお願いいたします。質問当日にモニター等を使用する議員は、事前に事務局まで連絡をお願いいたします。

8、決算審査について。

審査の方法は、先例により行います。

(1) 一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人3回までといたします。

(2) 歳出の質疑は、款ごとに1人3回までといたします。

(3) 特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の質疑は、会計ごとに1人3回までといたします。

9、意見書等について。

6月定例会以後、新たに提出された意見書（１）から（15）の取り扱いについて、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し、協議を行います。

（１）最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書。

（２）公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書。

（３）住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書。

（４）地方財政の拡充を求める意見書。

（５）保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書。

（６）介護・障害福祉職場の１人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書。

（７）「１年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書。

（８）ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書。

（９）義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書。

（10）mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書。

（11）国の私学助成の拡充に関する意見書。

（12）愛知県の私学助成の拡充に関する意見書。

（13）現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書。

（14）訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書。

（15）介護従事者の処遇改善と確保について早急に求める意見書。

8、その他。

（１）議員総会の開催について。

ア、9月3日火曜日または9月4日水曜日の全員協議会終了後に開催し、議会報告会のチラシ、役割分担等について協議を行います。

イ、定例会最終日閉会後に開催し、議会報告会について協議を行います。

（２）議会報告会リハーサルの日程について。

10月11日金曜日、産業文化会館にて行います。開始時間は議員総会にて協議を行います。

（３）海部郡町村議会議員研修会及び懇談会について。

12月25日水曜日、湯元館にて研修会を行い、その後、懇談会を行います。時間等の詳細は、まだ未定であります。

（４）その他。

9月定例会会期中、蟹江町花き部会より提供される菊の鉢花を議場へ設置をいたします。報告は以上となります。

(13番議員降壇)

○議長 水野智見君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 水野智見君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番志治市義君、4番石原裕介君を指名します。

○議長 水野智見君

日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの22日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、会期は22日間と決定しました。

○議長 水野智見君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について(報告)」を議題とします。

配付文書のとおり、会議規則第128条第1項ただし書の規定により、閉会中、議長において決定した議員派遣については、これをもってご報告に代えます。

○議長 水野智見君

日程第4 同意第2号「蟹江町教育委員会教育長の任命について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長 横江淳一君

それでは、ご提案を申し上げます。

同意第2号「蟹江町教育委員会教育長の任命について」。

蟹江町教育委員会教育長を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

氏名、服部英生。

住所、生年月日は記載のとおりでございますので、お願いを申し上げます。

提案理由。この案を提出するのは、服部英生教育長の任期が令和6年9月30日をもって満了になることに伴い、必要があるからでございます。

2ページをご覧ください。

蟹江町教育委員会教育長任命予定者の略歴等でございます。

氏名、服部英生。

住所、生年月日は記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

職業、地方公務員。

公職歴、愛西市立佐屋小学校長、大治町立大治中学校長、蟹江町教育委員会教育長。

賞罰、なしであります。

3 ページをご覧ください。

蟹江町教育委員会教育長及び委員任期経過表の一番上段、網かけの部分が、今回対象となる部分でございます。任期が令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間でございます。

以上ご提案を申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 水野智見君

ここで、服部教育長の除斥を求めます。

(教育長退席)

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっています同意第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は精読とされました。

ここで、服部教育長の除斥を解きます。

(教育長入場)

○議長 水野智見君

日程第5 同意第3号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長 舘林久美君

おはようございます。それでは、よろしくお願いいたします。

同意第3号「蟹江町教育委員会委員の任命について」。

蟹江町教育委員会委員を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

氏名、森田欣一。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

提案理由です。この案を提出するのは、森田欣一委員の任期が令和6年9月30日をもって満了になることに伴い、必要があるからである。

2ページをお願いいたします。

蟹江町教育委員会委員任命予定者の略歴等でございます。

氏名、森田欣一。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

職業、自営業。

公職歴、消防団学戸南分団長、蟹江町教育委員会委員。

賞罰、なしでございます。

次ページをお願いいたします。

参考といたしまして、蟹江町教育委員会教育長及び委員任期経過表をつけさせていただいております。森田委員につきましては、2段目の網かけ部分が対象部分となります。任期を令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間とさせていただきます。

以上ご提案申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

それでは、私のほうからも森田欣一さんの推薦の弁を述べさせていただきたいと思います。

森田さんにおかれましては、人柄は明朗快活、何事に対しても前向きに取り組まれる方でございます。教育、文化に関して深い関心をお持ちの方でもございます。平成24年10月の委員長就任以来、特に学校教育におかれましては保護者の立場で、経験を生かしながら、子供たちの安心、安全を特に重視をされ、健やかな児童生徒の育成にご尽力をいただきました。

また、地域の信望は大変厚く、教育委員としてはふさわしい方だと評しております。適任者だと思っておりますので、議員の皆様方のご同意を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番、板倉です。

今回、教育委員で、森田さんが、実績は抜群だと思います。そこで今、町長のほうからも、平成24年からということで、12年終わっています。これで、また4年間で16年、これって最大、まだ若いですがけれども、いつまでというのか、満期があるのか、本人がやれるだけやる

んだっただけでずっとやられているのか、その辺分かりましたらお願いしたいと思います。

○教育部次長 舘林久美君

それでは、任期についてお答えをさせていただきます。

森田委員、板倉議員がおっしゃるように、12年、これから満期を終えますと16年を迎えるところになるかと思うんですけれども、最大何年、縛りというのはございませんので、私のほうからも、今は教育長の職務代理として職を担っていただいておりますので、継続をお願いしたいところでございます。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっています同意第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第6 同意第4号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長 舘林久美君

お願いいたします。

同意第4号「蟹江町教育委員会委員の任命について」。

蟹江町教育委員会委員を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

氏名、伊藤和香菜。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

提案理由です。この案を提出するのは、太田文安委員の任期が令和6年9月30日をもって満了になることに伴い、必要があるからである。

2ページをお願いいたします。

蟹江町教育委員会委員任命予定者の略歴等でございます。

氏名、伊藤和香菜。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

職業、地方自治体会計年度任用職員。

公職歴、賞罰、なしでございます。

次ページをお願いいたします。

こちらの方につきましても、参考資料といたしまして、蟹江町教育委員会教育長及び委員任期経過表をつけさせていただいております。伊藤さんにつきましては、一番下段の網かけ部分が今回対象となっております。任期を令和6年10月1日から令和10年9月30日の4年間でさせていただきます。

以上ご提案申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

私のほうからも、ご推薦を申し上げたいというふうに思います。

伊藤和香菜さんにつきましては、人柄は大変明朗快活であります。前向きに何事も取り組まれる方であり、特に教育に関しては深い関心をお持ちの方だと思います。令和5年度には、これまで男性が担うことが慣例となっておりました小学校のPTA会長をやられました。女性で初めてだと思います。また、1年間、小学校の保護者の代表として積極的にお仕事をされました。以前には、子ども会の活動も積極的に行うなど、地域の方からの信望はとても厚く、新たな教育委員としては適任ではないのかなというふうに考えてございます。

また、現在も学齢期のお子様をお持ちでございますので、保護者としての立場の意見を教育行政に反映していただきたいというふうに思っております。議員の皆様方のご同意を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第4号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、同意第4号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第7 議案第43号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題と

します。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ご提案申し上げます。

議案第43号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。

人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

氏名、佐藤紀美代。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

提案理由。この案を提出するのは、佐藤紀美代委員の任期が令和7年3月31日をもって満了になることに伴い、必要があるからでございます。

2ページをご覧ください。

人権擁護委員候補者の略歴等でございます。

氏名、佐藤紀美代。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

職業、僧侶。

公職歴等、人権擁護委員、令和4年4月1日から現在でございます。

賞罰、なし。

3ページは、参考といたしまして、人権擁護委員の任期一覧表でございます。今回の佐藤委員につきましては、下段から2番目でございます。今回の任期は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○町長 横江淳一君

私からも、ご推薦を申し上げたいと思います。

被推薦者の佐藤紀美代さんにおかれましては、先ほどありましたように、令和4年4月から現在に至るまで、法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員としてご活躍をいただいているところでございます。

また、僧侶を務める傍ら、舟入小学校においては、読み聞かせボランティアを10年間続けておられました。また、災害ボランティアや子ども食堂等の活動にも積極的に参加をされてございます。

以上、人格、見識も大変高く、人望も厚いことなどから、適任者であると考え、推薦をさ

させていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第43号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第8 議案第44号「表彰について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第44号「表彰について」。

蟹江町表彰条例等の規定により、次の者を表彰するものとする。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

敬称は省略させていただき、お名前と実績のみを読み上げさせていただきます。

在職年月数とその他につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

では、まず、町政功労者表彰でございます。蟹江町政功労者表彰及び礼遇条例第2条第2項の関係となります。

番号1、水野智見、事績、町議会議員。

次に、町功労者表彰、蟹江町表彰条例第4条第1号の関係です。

番号2、氏名、服部幸夫、事績、嘱託員。番号3、氏名、加藤庄次、事績、保育所嘱託医。

番号4、氏名、山口正樹、事績、スポーツ推進委員。以上3名となります。

次に、一般表彰、蟹江町表彰条例第4条第2号の関係となります。

(1) 非常勤特別職等多年在職、蟹江町表彰条例第2条第1号関係です。

番号5、氏名、森田欣一、事績、教育委員会委員。番号6、氏名、岡村勝敏、事績、嘱託員。番号7、氏名、戸谷弘、事績、嘱託員。番号8、氏名、濱田憲司、事績、嘱託員。以上4名です。

(2) 勤続25年以上、蟹江町表彰条例第2条第2号適用です。

事績は、いずれも蟹江町職員です。氏名のみ読み上げさせていただきます。

番号9、後藤雅幸。番号10、森実央。番号11、疋津貴康。以上3名となります。

(3) 社会事業、蟹江町表彰条例第2条第5号適用です。

事績は、いずれも多年にわたる地域の安定及び振興への多大な貢献です。氏名のみ読み上げさせていただきます。

番号12、澤野宏。番号13、村上久行。以上2名です。

(4) 地方民生、蟹江町表彰条例第2条第6号適用です。

番号14、氏名、伊藤純子、事績、多年にわたり、民生委員・児童委員として社会福祉の増進に多大な貢献をした。

(5) 運輸交通、蟹江町表彰条例第2条第11号適用です。

事績は、いずれも多年にわたる交通の指導及び活動の推進への多大な貢献です。氏名のみ読み上げさせていただきます。

番号15、木村勇夫。番号16、山田清。以上2名です。

(6) 寄付。

番号17、氏名、明治安田生命保険相互会社名古屋西支社、事績、金71万3,000円を寄付。こちらは、明治安田生命の事業であります地方の元気プロジェクトの一環として、地域住民の健康づくりや暮らしの充実に向けた地方自治体との協働取組の一環として寄付されたものです。

番号18、タカイエンタープライズ株式会社、事績、フライドチキンを寄付、金99万2,000円相当。

番号19、松屋株式会社、事績、収納ベンチ、救助工具袋及び4ツ折り足付担架を寄付、金104万5,000円相当。

番号20、黒川紀章氏顕彰碑建立委員会、事績、黒川紀章氏顕彰碑、植木及び案内看板を寄付、金739万5,000円相当。

以上20件の内容となります。

提案理由。この案を提出するのは、蟹江町表彰式における被表彰者の選考に当たり、蟹江町表彰条例第9条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるからである。

以上のとおりご提案しますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第44号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第9 報告第4号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を議題とします。

報告を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご報告申し上げます。

報告第4号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横井淳一。

次ページをお願いいたします。

別紙としまして、専決内容が示されております。

1、専決年月日、令和6年7月22日。発生年月日、令和5年11月5日。発生場所、蟹江町舟入四丁目地内。

概要。職員がお散歩バスの運行中に、信号がある交差点を左折後、直進した際に安全確認を怠ったため、停車をしていた相手方車両と接触し、物的損害を与えたもの。

相手方、津島市在住者1名。所属、ふるさと振興課。損害賠償の額、15万5,760円。

こちらの案件につきましては、町長の専決事項指定により、あらかじめ定められた50万円以下の損害賠償に関することとしまして、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上のとおりご報告しますので、審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

質疑がないようですので、報告第4号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を終わります。

○議長 水野智見君

日程第10 議案第45号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第45号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」。

蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年蟹江町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明申し上げます。

提案理由でございます。この案を提出するのは、児童手当法の一部改正に伴い、必要があるからでございます。

2ページは、新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

3ページ、一部改正要点でございます。

別表第2（第4条関係）。

7の項中「又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）」を削る。

附則、令和6年10月1日を施行日といたしました。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番、板倉です。

今、部長のほうから提案理由あったんですけれども、要点でも分かりづらいんですね。これ児童手当の所得制限廃止に伴うことだと思うんですけれども、ちょっと資料請求というか、このことによって対象者がどのぐらい増えるとか、あと、変わる前、変わった後の内容について、ちょっと分かりやすいような資料をお願いしたいと思いますけれども、お願いし

ます。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ただいま板倉議員から請求のありました児童手当法の改正に伴う資料について、準備のほうをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第45号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

ここで、こども福祉課長、教育課長の退席と、保険医療課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午前9時42分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時43分)

○議長 水野智見君

日程第11 議案第46号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

ご提案申し上げます。

議案第46号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」。

蟹江町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

蟹江町国民健康保険条例（昭和36年蟹江町条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明させていただきます。

提案理由でございます。この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、必要あるからでございます。

2 ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

3 ページをお願いいたします。

3 ページ、一部改正要点でございます。

第8章（罰則）。

第13条。令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の表記が削られたことによる。

附則、第1項（施行期日）。施行日を令和6年12月2日からとした。

第2項（経過措置）。改正後の条例の規定は、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしました。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

○議長 水野智見君

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第46号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第12 議案第47号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第47号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」。

令和6年度蟹江町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,697万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億2,979万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

第5号補正の主な内容としまして、本年5月の臨時議会でお認めいただきました低所得世帯支援給付金事業（新非課税世帯・こども加算分）及び低所得世帯支援給付金事業（新均等割のみ課税世帯・子ども加算分）について、6月3日の基準日データで算出したところ、不足額が生じることが判明したため、その不足額を計上するものでございます。その経費につきましては、地方創生臨時交付金を活用するものでございます。いずれも円滑な事業の執行のため、第6号補正予算案とは別に、本日も審議、採決をお願いするものでございます。

なお、関連事項につきましては、この後、全員協議会におきましてご説明させていただく予定でございます。

それでは、歳入補正です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額7,016万2,000円。内訳としまして、地方創生臨時交付金の低所得世帯支援給付金事業（新非課税世帯）が3,075万円、同じく地方創生臨時交付金（新非課税世帯・こども加算分）が183万7,000円、地方創生臨時交付金（低所得世帯支援給付金事業（新均等割のみ課税世帯分））3,550万円、地方創生臨時交付金（低所得世帯支援給付金事業（新均等割のみ課税世帯・こども加算分））として207万5,000円でございます。

20款1項1目繰越金、補正額、減額の318万5,000円です。内容としまして、前年度繰越金となります。

次ページをお願いいたします。

歳出補正となります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額6,697万7,000円。内訳としまして、低所得世帯支援給付金事業（新非課税世帯・こども加算分）としまして、時間外勤務手当から、補助金であります低所得世帯支援給付金（新非課税世帯）分から（新非課税世帯・こども加算分）までで、合計3,236万円。低所得世帯支援給付金事業（新均等割のみ課税世帯・こども加算分）としまして、時間外手当から、補助金であります低所得世帯支援給付金（新均等割のみ課税世帯分）、同じく（新均等割のみ課税世帯・こども加算分）まで合わせまして、3,461万7,000円となります。

以上のとおり提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩し、直ちに全員協議会を開催します。
全員協議会は協議会室にて行います。

全員協議会開催の間、山本代表監査委員には暫時待機をお願いしたいと思います。
暫時休憩とします。

(午前9時51分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時15分)

○議長 水野智見君

議案第47号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第47号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は精読とされました。

ここで、住民課長、保険医療課長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、土木農政課長、教育課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午前10時15分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時16分)

○議長 水野智見君

日程第13 議案第48号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第48号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」。

令和6年度蟹江町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,238万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億5,217万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正です。

追加分としまして、外国語指導助手派遣業務委託料を令和7年度から令和9年度まで3年間、限度額を4,900万5,000円とさせていただくものでございます。

第3表地方債補正です。

変更分としまして、起債の目的、大海用地区県営緊急排水施設整備事業から舟入7号水路整備事業までの合計6本の提案をさせていただいておりますが、下から2番目の南駅前線整備事業以外につきましては、それぞれの全額を減額補正するものでございます。南駅前線整備事業につきましては、補正額1,730万円を増額補正し、限度額を8,840万円とさせていただくものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

第6号補正の主な内容としまして、歳入につきましては、令和5年度の一般会計の繰出金の精算に伴う特別会計からの繰入金、歳出につきましては、大きなものとして、南駅前線整備事業における土地購入費について、社会資本整備総合交付金の内示額が当初予算を下回ったことによりまして、事業内容を変更するものでございます。

それでは、歳入補正となります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額14万3,000円。内容として、低所得者保険料軽減負担金（過年度分）となります。こちらは、令和5年度分の精算に伴う追加の交付となります。補助率は2分の1となります。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額89万1,000円。内容として、障害者総合支援事業費補助金でございます。

続いて、5目土木費国庫補助金、減額の3,950万円。こちら、南駅前線整備事業の補助金でございます。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額7万1,000円。低所得者保険料軽減負担金（過年度分）令和5年度分の精算に伴う追加交付、こちら補助率は4分の1となっているものでございます。

2項県補助金、8目教育費県補助金、補正額500万円。内容としまして、元気な愛知の市町村づくり補助金（プログラミング教材導入事業）でございます。

3項県委託金、4目教育費委託金、補正額1,459万5,000円。こちら内容としまして、「ラーケーションの日」モデル事業委託金でございます。

それから、19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業特別会計繰入金、補正額836万7,000円。続いて、2目介護保険管理特別会計繰入金2,019万1,000円。3目コミュニティ・プラント特別事業会計繰入金108万6,000円。4目後期高齢者医療保険事業特別会計繰入金503万5,000円。これら4件につきましては、令和5年度の一般会計の繰出金の精算に伴うそれぞれの特別会計からの繰入金となっております。

20款1項1目繰越金、補正額2,490万3,000円。内容としまして、前年度繰越金となります。

それから、22款町債、1項町債、3目農林水産業債、補正額、減額の1,280万円。内訳としまして、大海用地区県営緊急排水施設整備事業債、減額の700万円、もう一つ、光西地区県営特定農業用管水路整備事業債、減額の580万円でございます。

4目土木債、補正額、減額の560万円。内訳としまして、舟入2号線道路整備事業債、減額の790万円、中瀬台団地側溝整備事業債、減額の750万円、南駅前線整備事業債、1,730万円、舟入7号水路整備事業債、減額の750万円となっております。

以上が歳入予算となります。

続きまして、10、11ページをお願いいたします。

歳出補正です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額348万4,000円。内容としまして、住民情報管理事業としまして、委託料で健康管理業務委託料96万5,000円、障害者支援事業委託料178万2,000円、児童手当業務委託料73万7,000円です。システム改修等に係る経費となっております。

それから、2項徴税費、2目賦課徴収費、補正額63万6,000円。内容としまして、固定資産税賦課事業ということでございます。こちら、都市計画税のお知らせ発送に係る経費、それから、郵便料の変更に伴う償却資産申告書発送にかかる郵便料の増額補正分となっておりますところでございます。

それから、4項選挙費、3目町長選挙費、補正額71万3,000円。内容としまして、町長選挙事務管理費でございます。郵便料の変更に伴う町長選挙における入場整理券及び候補者用

の選挙運動用はがきの郵便料の増額補正となっておるところでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額148万8,000円。障害者福祉管理費としまして、パートタイム会計年度任用職員の報酬から、同じくパートタイム会計年度任用職員の通勤費用弁償まで、合わせて148万8,000円。人件費の増額となっております。

それから、2目老人福祉費、補正額584万8,000円。内容としまして、後期高齢者医療保険特別会計繰出事業。こちら、令和5年度後期高齢者医療広域連合負担金、療養給付費負担金の精算の結果、追加負担金の納付に伴う一般会計からの繰出金となっております。

5款農林水産費、1項農業費、5目土地改良費。こちらにつきましては、財源更正となっております。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、補正額1,800万円。内容としまして、道路新設改良事業、温泉通り線道路改修詳細設計委託料1,800万円でございます。

町内団地側溝等整備事業につきましては、財源更正となっております。

4項都市計画費、3目街路事業費、補正額、減額の2,135万円。内訳としまして、南駅前線整備事業で土地購入費を減額するものでございます。

4目都市下水路費、こちらにつきましては、財源更正となっております。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、同じく2項小学校費、1目小学校管理費、続いて、3項中学校費、1目中学校管理費、こちら3項目併せまして財源更正となっておりますところでございます。

10款1項公債費、1目元金、補正額1,100万9,000円。内訳としまして、元金管理費としまして、財務省長期債元金7万9,000円、市中銀行等長期債元金113万円、地方公共団体金融機構長期債元金980万円。

それから、2目利子、補正額255万4,000円。内訳としましては、利子管理費、財務省長期債利子59万1,000円、共済組合長期債利子10万7,000円、市中銀行等長期債利子28万8,000円、地方公共団体金融機構長期債利子156万8,000円。元金等利子につきましては、いずれも利率の見直し、新規借入れなどによる影響分でございます。

以上のとおり提案しますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番、板倉です。

歳入の8、9ページにある県の補助金事業で、教育費の補助金と委託金があります。500万円と1,400万円、この中身が、元気な愛知の市町村づくりの補助金（プログラミング教材導入事業）と、「ラーケーションの日」モデル事業委託金があるんですけども、この中身って分かりますか。

○教育課長 兼岩英樹君

今、板倉議員さんが言われた内容についてですが、今年度から実施しましたプログラミング教育の、それに付随する機器等の、全体の今年度分の予算から、この分の500万円を補助していただくというものでございます。

もう一つ、ラーケーションなんですけど、こちらにつきましては、教職員のお休みのときに、会計年度任用職員の方に、その職員の空いたところの分をちょっとお手伝いという形でやっていただいたりするもので、それを賄うというか、その事業でございます。そこで今の言われた金額、これが交付されるということでございます。

以上でございます。

○教育部次長 館林久美君

私のほうから少し、ラーケーションのほうだけ、ちょっと追加で説明をさせていただきます。令和5年9月から導入されました愛知県の事業でありますラーケーションなんですけれども、これは、平日にお子様とご家族の方が一緒に過ごす時間をというところで、それを取得するに当たりまして、様々な手続がございます。そちらを学校の教員の負担ではなく、今、現任しております、現在職に就いております、用務員なんですけれども、その方たちに少し担っていただきます。そちらにつきましては補助が、小学校の用務員、中学校の用務員に、1校当たりの基準額が208万5,000円という金額で補助されてまいりますので、こちらの委託業務を委託契約をさせていただいたところですので、この分の計上となっております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

上の部分については、プログラミングの、前に話があったやつだね。ラーケーションの日、去年から始まって、児童生徒と休みを調整しながら、1日だったか、何日か取れるんですよね。そこを調整するために用務員とかに補助を出すということで、モデル事業って、蟹江町がモデルになるということ。そんなわけではないのですか。

○教育部次長 館林久美君

こちら、恐らく愛知県のほうが大きな予算組みをしております、ラーケーションを推進していくという意味で、モデル事業に手を挙げませんかというご案内がありました。うちのほうといたしましては、こういった用務員に実際この業務を担っていただく、これが、該当になりますかと尋ねたところ、それで大丈夫ですというところですので、恐らく人充てができていない市町村に関しましては、この事業はされていないと思いますので、そういった意味でいいですよと、蟹江町は手を挙げさせていただきましたので、愛知県のモデル事業の一つの町になっているというところでございます。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

そういうことで、手を挙げてモデルになるということで、ということは、昨年ラーケーションの日が始まって、いろいろ意見ありましたよね。休みがどうのこうの、日程が調整できない。そこで、蟹江町としても、これをもう積極的にこれから取り組んでいくという認識でよろしいんですか、モデル事業に手を挙げたということは。

○教育部次長 舘林久美君

この事業自体は、愛知県内なんですけれども、1年間で3日間取れる、保護者さん、児童生徒さんにとっては3日間取れるものなんですけれども、これを町として推奨するわけではなく、そこはやはり保護者さん、ご家庭で考えていただければいいかなとは思いますが、ただ、今回モデル事業というところは、教員の負担感、そのあたりのところにちょっと寄り添ったというところがございます。

以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

○8番 吉田正昭君

13ページの償還金、利子及び割引料のところなんですけど、元金の返済が、説明001、004、005ですね。それで、利子管理費として説明003、共済組合長期債利子、これ10万7,000円計上されていますが、元金のほうがないんですが、これはどういうことかなと思いました。

○総務課長 藤下真人君

こちら、ただいま吉田議員からのご質問なんですけれども、まず利率見直しになるんですが、こちらをお借りしているものは、元利均等方式で借りているものになりますので、そのような形でお金を借りているというところで、元金の見直し、均等という形になっております。

以上です。

○8番 吉田正昭君

すみません、ちょっとよく分かりませんが、共済組合の長期債というのは、利息だけ払っていけばいいということで、元金の返済はどのようになるのかなということなんですけど。

○総務部長 鈴木 敬君

こちらの、今、吉田議員からご質問あった件なんですけれども、こちらは据置期間というのが少しありまして、最初に利子のほうを先に払わせていただき、その後は、据置期間が終わった後、元金と利子と一緒に払わせていただくということです。

先ほどの質問あったとおり、全く対になっていないじゃないかというところでもありますけれども、こちらにつきましては、先ほど課長からも答弁がありましたように、利子見直しをかけますので、利率だけのものもあれば元金に影響するところもあるというところで、今回につきましては、共済組合については、なかったよというところがございます。

以上でございます。

○8番 吉田正昭君

ありがとうございます。

これから金利が上がりそうな気配があるんですが、多分これ長期で固定で借りてみえるかと思うんですが、長期に対する金利の変動というのは、これ今、町が借りているものに対して金利の変動というのは、今後起きるでしょうか、どうでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

今後の、金利につきましては、今、現状で、上がるというところについてはお答え申し上げにくい部分もありますが、そういった金利について見据えながら、これから借りていくもの、また、今借りているものについては、固定金利の変動に伴いながら、それに従って返済していくという形になります。

以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第48号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は精読とされました。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、土木農政課長、教育課長の退席と、下水道課長、保険医療課長、介護支援課長の入場を許可します。上下水道部長、教育部次長、総務課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午前10時38分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 水野智見君

日程第14 議案第49号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

ご提案申し上げます。

議案第49号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」。

令和6年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ836万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,281万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

8ページ、歳入でございます。

7款1項1目繰越金、補正額836万7,000円。説明といたしましては、前年度繰越金でございます。

10ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額836万7,000円。一般会計繰出金でございます。こちらは、令和5年度特別会計精算に伴う繰出しでございます。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

○議長 水野智見君

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第49号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第15 議案第50号「令和6年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第50号「令和6年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）」。

令和6年度蟹江町の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,135万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,737万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入補正です。

1款財産収入、2項財産売払収入、1目土地売払収入、補正額、減額の2,135万円。内訳としまして、土地売払代金となります。

次ページをお願いいたします。

歳出補正です。

3款1項諸支出金、1目土地開発基金償還金、補正額、減額の2,135万円です。内訳としまして、土地開発基金償還金の減額となります。

以上のとおり提案しますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

○議長 水野智見君

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第50号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第16 議案第51号「令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第51号「令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）」。

令和6年度蟹江町の介護保険管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,730万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,080万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額1,883万7,000円でございます。内訳といたしましては、介護給付費負担金（過年度分）でございます。

続きまして、4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額452万円。2目地域支援事業支援交付金5万5,000円でございます。それぞれ介護給付費交付金の過年度分と地域支援事業支援交付金の過年度分でございます。

続きまして、8款1項1目繰越金、補正額7,389万6,000円でございます。こちらは前年度繰越金でございます。

10ページをご覧ください。

歳出でございます。

4款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額6,390万7,000円でございます。こちらは、内訳、介護給付費準備基金積立金でございます。

続きまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額1,321万円でございます。こちらは過年度返還金でございます。続きまして、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額2,019万1,000円でございます。こちらは一般会計繰出金でございます。ともに令和5年度分の特別会計精算に伴うものでございます。次ページに精算の概要を添付いたしておりますので、ご参考をお願いいたします。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番、板倉です。

今回、過年度分の精算で、毎年9月にこのようなことあるんですけれども、介護について

は9期が始まって、努力して、基準額で5,600円ということで。今回歳出のほうで、介護給付費準備基金、これを大いに活用してとずっと言ってきたやつなんですけれども、決算審議のときもありますけれども、今、令和5年度の基金の準備基金が決算でも5億円近くあります。そのうち3億円を3年間で使っていくということで、当初、まだ9期が始まったばかりなんですけれども、新たにそこで繰り出ししながら、また繰出しをしながら積立てをして、その辺がどうなのかなと。取りあえず積立てできるときに積み立てて、足りないときに崩すという考え方でいくのか、ちょっとこの辺のバランスがよく分からないんですけれども、説明できたらお願いします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました介護給付費準備基金につきまして、今、議員のおっしゃるとおり、令和5年度決算に伴い精算を行った結果、また新たに6,390万円ほど積み立てるものでございます。

また、繰り出すほうの予算につきましては、今回、令和6年度におきまして、介護保険料の減免分としまして1億円、また、第1段階の減免分としまして1,000万円繰り出すものでございまして、こちらは必要でありますので、予算計上しております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

準備基金が、3億円使ってやっていくということで、単期、1年じゃなくて3年かけてなんだけれども、その点で、じゃ、実際に準備基金で、確かに5億円も、ちょっと持ち過ぎだなということは確認できた段階で、じゃ、今回また繰出しもして、準備基金、また六千幾ら積み増しができるということが、まだ9期が始まったばかりなんだけれども、現状これから、確かに令和3年から4年、5年とか、コロナのこともあって、準備基金も積み増しできたと思うんだけれども、ある程度、やっぱり使って、10期に向けてというわけじゃないんですけれども、どんな状況かをちゃんと把握して、お金が足りないとなってくると大変厳しいと思うので、あるときに積立てをしていくということの考え方でいいのですかね。

○介護支援課長 松井智恵子君

介護給付費準備基金につきましては、今回、第9期の介護保険の計画を立てるときに、5年度の残高が5億円近くなるということを見込みまして、3年間で3億円取り崩すということにさせていただきました。また、9期の中で、急激な給付費の増に備えて2億円程度残すことも妥当であると考えております。今後、積み増しが増えたところで、また10期の計画を立てる際に、この基金をどうしていくか検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第51号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第17 議案第52号「令和6年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部長 伊藤和光君

ご提案申し上げます。

議案第52号「令和6年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)」。

令和6年度蟹江町のコミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,575万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第4款1項1目繰越金、補正額108万6,000円。説明といたしましては、前年度の繰越金でございます。

次に、10ページ、11ページをお願いします。

歳出でございます。

第1款総務費、第1項施設管理費、1目一般管理費、27節繰出金、補正額108万6,000円。こちらは、説明といたしましては、一般会計の繰出金でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第52号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第18 議案第53号「令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第53号「令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」。

令和6年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,498万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,847万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、補正額3,223万8,000円。内訳といたしましては、現年度分特別徴収保険料マイナス964万円、現年度分普通徴収保険料4,357万8,000円、滞納繰越分普通徴収保険料マイナス170万円でございます。

続きまして、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目療養給付費繰入金、補正額584万8,000円。こちらは療養給付費繰入金でございます。

続きまして、6款1目1項繰越金、補正額690万2,000円でございます。こちらは前年度繰越金でございます。

続きまして、10ページをご覧ください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額3,808万6,000円。こちらは、内訳といたしましては、保険料等負担金が3,113万円、療養給付費負担金（過年度精算分）が584万8,000円、保険料等負担金（過年度精算分）が110万8,000円でございます。

続きまして、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額186万7,000円でございます。内訳は、過年度返還金でございます。続きまして、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額503万5,000円でございます。内訳は一般会計繰出金でございます。ともに令和5年度分の後期高齢者医療の特別会計精算に伴うものでございます。次ページは、精算の概要を参考に添付してございますので、お目通してください。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番、板倉です。

今回、歳入で保険料の関係、歳出で広域連合の納付金なんですけれども、歳入で、9ページにある現年度分の特別徴収で減額で、普通徴収で増額で、特に滞納繰越分の普通徴収だから引き落としじゃなくて自主納付になるのかな。そこで170万円減額になっているんだけれども、この内訳って分かりますか。

○保険医療課長 後藤雅幸君

滞納繰越分の内訳という意味合いでよろしいですか。

○6番 板倉浩幸君

全体が分かったら。

○保険医療課長 後藤雅幸君

内訳ですか。内訳といいますか、予算額に対しまして、今回、7月に後期高齢者医療の保険料が本算定を迎え、確定した段階で、予算額に対しまして確定した調定額が既に上回っておりますので、今回補正額をしたというものでございます。基本的には、保険料というのは後期高齢者医療広域連合へそのまま納めるものとなっておりますので、このまま補正を組まない状況でおりますと、後期高齢者医療広域連合に納める納付金のほうが不足するという状況が起きますので、納める納付金と合わせて、今回歳入のほうも補正したものでございますが、こちらの内訳というのは、予算額との比較したもの、結果でございますので、特にそういう内訳というものはございません。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

本算定が出て、その辺で、ちゃんとした保険料の金額が分かったということなんですよ。内訳というか、じゃ、滞納繰越分、滞納があった方で、この分のマイナス170万円は徴収不

能になったのか、ちょっとそこ、滞納分についてもう少しお願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

こちら、実際の徴収が不可になったとか、そういう意味合いではなく、あくまで予算に対しての補正ということになりますので、あくまでも実態を反映したものというよりも、見込みの予算額に比較して減額を補正するというものでございますので、そこら辺をご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第53号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は精読とされました。

ここで、下水道課長、保険医療課長、介護支援課長の退席と、会計管理者の入場を許可します。上下水道部長、教育部次長、総務課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午前11時05分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時07分)

○議長 水野智見君

日程第19 認定第1号「令和5年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第26 認定第8号「令和5年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者兼会計管理室長 服部幸太君

それでは、ご提案申し上げます。

令和5年度蟹江町歳入歳出決算書一般会計・特別会計の3ページをお願いいたします。

認定第1号「令和5年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度蟹江町一般会計歳入歳出決算を、別

紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、別に配付させていただいておりますA4判横長の資料、令和5年度蟹江町歳入歳出決算説明を用いて説明に代えさせていただきます。

それでは、こちらの決算説明の1ページをお願いいたします。

説明に入ります前に、資料の歳入の横の欄ですが、左側から順に、款、項、予算現額、調定額、収入済額、前年度との比較、収納率、摘要と、昨年度と同様に調製させていただいております。

また、2枚はねていただいた4ページからの歳出におきましても、横の欄左側から順に、款、項、予算現額、支出済額、前年度との比較、不用額、執行率、摘要と、こちらも昨年度と同様に調製させていただいております。

説明については、それぞれ合計額を中心に進めていきたいと思います。また、一般会計に続く各特別会計におきましても同様に説明させていただきたいと思いますので、詳細につきましては後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、順番に説明させていただきますので、1ページにお戻りいただきますよう、よろしくをお願いします。

令和5年度蟹江町一般会計、歳入から始めさせていただきます。

令和5年度蟹江町一般会計の歳入につきましては、1款町税、収入済額54億1,629万7,555円から、1枚はねていただいた3ページの22款町債、収入済額4億570万円までで成り立っており、歳入合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。

予算現額は134億9,060万8,000円、収入済額、決算額は130億632万2,338円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、2億8,473万6,100円の減額でございます。

続きまして、1枚はねていただき、4ページ、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、1款議会費、支出済額1億1,884万214円から、5ページの11款予備費、支出済額ゼロ円までで成り立っており、歳出合計といたしましては、その下の段をご覧ください。

予算現額は134億9,060万8,000円、支出済額、決算額は124億3,213万2,630円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、3億6,712万9,498円の減額でございます。

再び決算書のほうの320ページをお願いいたします。

令和5年度実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額130億632万2,338円、2、歳出総額124億3,213万2,630円、3、歳入歳出差引額5億7,418万9,708円でございます。

4、翌年度へ繰り越すべき財源としましては、(2)の繰越明許費繰越額3,966万5,000円でございます。

5、実質収支額としましては、3、歳入歳出差引額から4、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額5億3,452万4,708円でございます。

一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、蟹江町国民健康保険事業特別会計へ移りますので、決算書を1枚はねていただき、321ページをお願いいたします。

認定第2号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、再び横長の決算説明のほうの6ページ、7ページ、資料2、令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算説明をお願いいたします。

初めに、6ページ、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、1款国民健康保険税、収入済額6億9,779万3,051円から8款諸収入、収入済額1,177万8,802円までで成り立っており、歳入合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。

予算現額は36億1,464万円、収入済額、決算額は32億4,978万5,996円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、1,268万919円の減額でございます。

続きまして、7ページ、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、1款総務費、支出済額4,156万436円から8款予備費、支出済額ゼロ円までで成り立っており、歳出合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。

予算現額は36億1,464万円、支出済額、決算額は32億203万5,240円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、7,681万8,991円の増額でございます。

再び決算書のほうの350ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額32億4,978万5,996円、2、歳出総額32億203万5,240円、3、歳入歳出差引額4,775万756円でございます。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5、実質収支額も3、歳入歳出差引額と同額でございます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、蟹江町土地取得特別会計へ移りますので、決算書を1枚はねていただき、351ページをお願いいたします。

認定第3号「令和5年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、再び横長の決算説明のほうの8ページ、9ページ、資料3、令和5年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算説明をお願いいたします。

初めに、8ページ、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、1款財産収入、収入済額40万円から3款諸収入、収入済額1億6,536万9,579円までで成り立っており、歳入合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。

予算現額は3億9,904万円、収入済額、決算額は1億6,576万9,579円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、6,163万4,280円の増額でございます。

続きまして、9ページ、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、1款土地取得費、支出済額1億6,536万9,579円から3款諸支出金、支出済額ゼロ円までで成り立っており、歳出合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。

予算現額は3億9,904万円、支出済額、決算額は1億6,576万9,579円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、6,163万4,280円の増額でございます。

再び決算書のほうの362ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1億6,576万9,579円、2、歳出総額1億6,576万9,579円。1、歳入総額と2、歳出総額が同額でしたので、3、歳入歳出差引額ゼロ円でございます。

4、翌年度へ繰り越すべき財源もございませんでしたので、5、実質収支額も同額のゼロ円でございます。

土地取得特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、蟹江町介護保険管理特別会計へ移りますので、決算書を1枚はねていただき、363ページをお願いいたします。

認定第4号「令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、再び横長の決算説明のほうの10ページ、11ページ、資料4、令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算説明をお願いいたします。

初めに、10ページ、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、1款保険料、収入済額6億4,475万6,034円から9款諸収入、収入済額899万3,554円までで成り立っており、歳入合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。

予算現額は29億3,307万4,000円、収入済額、決算額は28億7,465万8,937円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、2,407万5,932円の増額でございます。

続きまして、11ページ、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、1款総務費、支出済額7,537万4,060円から6款予備費、支出済額ゼロ円までで成り立っており、歳出合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。

予算現額は29億3,307万4,000円、支出済額、決算額は28億76万1,427円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、9,607万5,739円の増額でございます。

再び決算書のほうの394ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額28億7,465万8,937円、2、歳出総額28億76万1,427円、3、歳入歳出差引額7,389万7,510円でございます。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5、実質収支額も3、歳入歳出差引額と同額でございます。

介護保険管理特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計へ移りますので、決算書を1枚はねていただき、395ページをお願いいたします。

認定第5号「令和5年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、再び横長の決算説明のほうの12ページ、13ページ、資料5、令和5年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算説明をお願いいたします。

初めに、12ページ、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金、収入済額ゼロ円から5款諸収入、収入済額170円までで成り立っており、歳入合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。

予算現額は1,387万9,000円、収入済額、決算額は1,368万2,954円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、62万5,208円の減額でございます。

続きまして、13ページ、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、1款総務費、支出済額1,259万6,606円のみで成り立っており、歳出合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。

予算現額は1,387万9,000円、支出済額、決算額は1,259万6,606円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、101万535円の減額でございます。

再び決算書のほうの406ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1,368万2,954円、2、歳出総額1,259万6,606円、3、歳入歳出差引額108万6,348円でございます。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5、実質収支額も3、歳入歳出差引額と同額でございます。

コミュニティ・プラント事業特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計へ移りますので、決算書を1枚はねていただき、407ページをお願いいたします。

認定第6号「令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、再び横長の決算説明のほうの14ページ、15ページの資料6、令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算説明をお願いいたします。

初めに、14ページ、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料、収入済額4億7,316万1,993円から7款広域連合負担金精算金、収入済額1,428万1,283円までで成り立っており、歳入合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。

予算現額は10億2,947万9,000円、収入済額、決算額は10億1,439万9,540円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、5,277万5,497円の増額でございます。

続きまして、15ページ、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、1款総務費、支出済額876万6,199円から4款予備費、支出済額ゼロ円までで成り立っており、歳出合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。

予算現額は10億2,947万9,000円、支出済額、決算額は10億649万8,332円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、7,085万8,180円の増額でございます。

再び決算書のほうの422ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額10億1,439万9,540円、2、歳出総額10億649万8,332円、3、歳入歳出差引額790万1,208円でございます。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5、実質収支額も3、歳入歳出差引額と同額でございます。

後期高齢者医療保険事業特別会計につきましては以上でございます。

なお、決算書423ページ以降の財産に関する調書につきましては説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○上下水道部長 伊藤和光君

それでは、別冊令和5年度蟹江町水道事業会計決算書を1枚おはねください。

ご提案申し上げます。

認定第7号「令和5年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

3枚はねていただきまして、1ページ、2ページ目をご覧ください。

1、令和5年度蟹江町水道事業会計決算報告書でございます。

1、収益的収入及び支出でございます。

収入の部、区分、第1款水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までで、当初予算額は7億5,219万5,000円、税込みの決算額は7億6,943万579円でございます。

次に、下段の支出の部でございます。区分、第1款水道事業費用は、第1項の営業費用から第4項の予備費までで、当初予算額は7億3,556万9,000円、税込みの決算額は6億8,477万9,484円でございます。

欄外でございますが、収入の決算額から支出の決算額を差し引きまして、税込み収支差引額は8,465万1,095円でございます。

次に、3ページ、4ページをご覧ください。

2、資本的収入及び支出でございます。

収入の部、区分、第1款資本的収入は、第1項企業債から第3項の固定資産売却代金で、当初予算額は1億9,763万8,000円、税込み決算額は1億5,715万4,591円でございます。

次に、下段の支出の部でございます。区分、第1款資本的支出は、第1項の建設改良費から第3項の予備費までで、当初予算額は5億3,440万円、税込み決算額は4億4,115万2,774円でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億8,399万8,183円は、過年度分損益勘定留保資金1,531万6,458円、当年度分損益勘定留保資金1億823万374円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,682万8,700円、建設改良積立金1億2,362万2,651円で補填させていただきました。

次に、5ページ、6ページをご覧ください。

2、令和5年度蟹江町水道事業会計損益計算書でございます。

1の営業収益から6ページ、4の営業外費用までの損益を計算しますと、当年度純利益は4,738万1,174円となります。これに前年度繰越利益剰余金7万3,142円と、その他の未処分利益剰余金変動額1億2,362万2,651円を加算しますと、当年度未処分利益剰余金は1億7,107万6,967円となります。

次に、7ページ、8ページにはこの剰余金計算書がついておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

次に、9ページをご覧ください。

4、令和5年度蟹江町水道事業会計剰余金処分計算書（案）でございます。

先ほどの当年度未処分利益剰余金1億7,107万6,967円のうち4,745万円を建設改良積立金へ積み立て、1億2,362万2,651円を資本金へ組み入れさせていただきまして、議会の議決による処分数額は1億7,107万2,651円でございます。処分後の残高4,316円が翌年度への繰越利益剰余金となります。

なお、10ページからの令和5年度蟹江町水道事業会計貸借対照表から第2附属明細書、第3決算附属書類並びに別に添付しておりますA3の両面の決算説明資料につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○会計管理者兼会計管理室長 服部幸太君

ご提案申し上げます。

令和5年度蟹江町下水道事業会計決算書の表紙を1枚はねてください。

認定第8号「令和5年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

3枚はねていただきまして、1ページ、2ページ目をご覧ください。

1、令和5年度蟹江町下水道事業会計決算報告書でございます。

1、収益的収入及び支出でございますが、上段の収入の部、区分、第1款下水道事業収益は、第1項営業収益から第3項特別利益で成り立っております。

当初予算額は6億5,147万9,000円、税込みの決算額は6億7,083万255円でございます。

続きまして、下段の支出の部、区分、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用から第4項予備費で成り立っております。

当初予算額は6億1,167万7,000円、税込みの決算額は5億5,952万6,935円でございます。

欄外でございますが、収入の決算額から支出の決算額を差し引いた金額、税込み収支差引きは1億1,130万3,320円でございます。

1枚はねていただき、3ページ、4ページ目をご覧ください。

2、資本的収入及び支出でございますが、上段の収入の部、区分、第1款資本的収入は、第1項企業債から第6項一般会計補助金で成り立っております。

当初予算額は8億1,170万1,000円、税込みの決算額は7億7,013万3,800円でございます。

続きまして、下段の支出の部、区分、第1款資本的支出は、第1項建設改良費から第3項予備費で成り立っております。

当初予算額は10億5,150万3,000円、税込みの決算額は9億9,465万1,057円でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億2,451万7,257円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,968万868円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額554万3,886円及び引継金1億9,929万2,503円で補填させていただいております。

1枚はねていただき、5ページをご覧ください。

2、令和5年度蟹江町下水道事業会計損益計算書でございます。

1、営業収益から5、特別利益までの損益を計算しますと、表の下から4段目、当年度純利益が7,062万5,646円となります。これに前年度繰越利益剰余金865円を加えると、当年度未処分利益剰余金は7,062万6,511円となります。

なお、この剰余金の内容につきましては、1枚はねていただいた7ページ、8ページの3、令和5年度蟹江町下水道事業会計剰余金計算書でご確認いただけますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

もう一枚はねていただき、9ページをご覧ください。

4、令和5年度蟹江町下水道事業会計剰余金処分計算書（案）でございます。

先ほどの当年度未処分利益剰余金7,062万6,511円のうち7,062万円を建設改良積立金の積立てとし、残りの6,511円を翌年度への繰越利益剰余金といたしまして処分したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、10ページからの5、令和5年度蟹江町下水道事業会計貸借対照表、第2附属明細書、第3事業報告書につきましては説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

ありがとうございます。

ここで、少し早いですが、暫時休憩とし、再開は、午後1時から再開とします。

暫時休憩とします。

(午前11時48分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時00分)

○議長 水野智見君

認定第 1 号から認定第 8 号までの説明が終わりましたので、ここで山本代表監査委員より審査意見を求めます。

山本代表監査委員、ご登壇ください。

(代表監査委員登壇)

○監査委員 山本隆彦君

ただいま紹介にあずかりました代表監査委員の山本隆彦と申します。

私の出身は春日井市です。蟹江町には30年ほど前から住んでおりまして、蟹江町の桜三丁目、藤丸団地に住んでおります。とてもいい町で、本当に住みやすいというふうに感じております。本年 5 月から任期 4 年間の蟹江町の代表監査委員を拝命しました。前監査委員の西尾先生に比べて不慣れな点多々あると思います。ご指導、ご鞭撻のほうをよろしくお願いいたします。

今回の決算審査等を通じて、町として様々な事業を展開されまして、きめ細やかな行政サービスを提供されていると改めて実感できました。議員の先生方、町職員の皆様方におかれまして、日々ご苦勞されていることと思います。一蟹江町民として感謝申し上げます。私も蟹江町の監査委員として、誠実に公正な監査事務を行い、蟹江町のために全力で職務を務めますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料、令和 5 年度蟹江町決算審査意見書に従い、審査意見を述べたいと思います。

まず、1 ページをご覧ください、めくっていただいて 1 ページ、ここから読み上げさせていただきます。

6 蟹監発第19号。

令和 6 年 8 月22日、蟹江町長、横江淳一殿。

蟹江町監査委員、山本隆彦。蟹江町監査委員、伊藤俊一。

令和 5 年度蟹江町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の提出について。

地方自治法第233条第 2 項及び第241条第 5 項の規定により、審査に付された令和 5 年度蟹江町一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用状況を示す書類を審査した結果、その意見を次のとおり提出いたします。

続きまして、3 ページをお開きください。読み上げさせていただきます。

令和 5 年度蟹江町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見。

第 1、審査対象は以下の 7 点でございます。第 1 点目として、令和 5 年度蟹江町一般会計歳入歳出決算。2 点目といたしまして、令和 5 年度蟹江町国民保険事業特別会計歳入歳出決

算。3点目といたしまして、令和5年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算。4点目といたしまして、令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算。5点目といたしまして、令和5年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算。6点目といたしまして、令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算。7点目が、令和5年度蟹江町土地開発基金運用状況です。

第2、審査期間は、令和6年7月3日から令和6年7月18日でありました。

第3として、審査の方法としては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに関係帳簿等を調査し、出納検査等を活用して計数の正否及び予算の執行状況について審査しました。なお、内容の審査に当たっては、必要に応じ、所属職員の説明を求め、審査の参考にいたしました。

第4、審査結果。審査に付された各会計歳入歳出決算等は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であり、予算の執行及び財産運用もおおむね適正に行われているものと認められました。

また、基金運用状況は、計数は正確であり、設置の目的に従って適正に運用管理がされているものと認められました。

続きまして、4ページをお開きください。次のページ、4ページです。

第5として、審査の概要です。ここは総括のところを説明いたしまして、後はお目通しのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

まず1番目として、総括といたしまして、各会計間における一般会計、特別会計予算総額は214億8,072万円、前年度と比べますと0.5%増となり、これに対して決算額は、歳入総額で203億2,461万9,344円、それから歳出総額が196億1,979万3,814円、歳入歳出差引額7億482万5,530円、翌年度繰越財源充当額が3,966万5,000円で、実質収支額6億6,516万530円です。

あと、一般会計と特別会計の内訳が表に書いてありますので、これも後でお目通しいたぎまして、参考にさせていただきたいと思います。

その下が、次に、会計決算総額を前年度と比較した表でございます。令和4年度と比較しまして、歳入、歳出いずれも減少しております。パーセンテージも99.2%とか99.7%ということで、いずれも前年に比べて減少しているという表でございます。

あとは、4ページのほうの一般会計からずっと説明が続くんですが、ここについては、表とか数字は後でお目通しいただければよろしいかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そうしましたら、ちょっと次に特別会計、17ページになります。ちょっと飛びますけれども、17ページをお開きください。

17ページの下の方のほうですが、3、特別会計といたしまして、特別会計は、国民健康保

除事業特別会計をはじめ5会計であります。これら特別会計における歳入歳出決算額は、予算現額としまして79億9,011万2,000円、それから歳入総額が73億1,829万7,006円、歳出総額が71億8,766万1,184円、歳入歳出差引額が1億3,063万5,822円、翌年度繰越財源充当額はゼロ円で、実質収支額は同額の1億3,063万5,822円であります。

各事業会計別の決算状況については次ページ以降記載されておりますので、またこの分についてもお目通しをよろしくお願いいたします。

そうしましたら、もうむすびのほうへちょっと飛びまして、23ページになります。一般会計、特別会計のむすびとして、23ページをご覧ください。

むすびを読み上げさせていただきます。

令和5年度蟹江町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況を表す書類について審査した結果、いずれも関係法令及び議会の議決の趣旨に沿い、おおむね適正に執行されており、その内容は適正であると認められました。

令和5年度一般会計と特別会計の決算総額は、歳入で203億2,461万9,344円、歳出196億1,979万3,814円で、前年度に比べ、歳入が1億5,955万6,518円、0.8%減少、歳出が6,275万2,843円、0.3%減少しています。歳入歳出差引額は7億482万5,530円となり、そのうち、行政の基盤をなす一般会計の実質収支額は5億3,452万4,708円の黒字であります。

財政状況を示す指標を見ると、財政力指数は0.81で、前年度に比べて0.03ポイント下がり、経常収支比率92%、実質公債費比率5.4%など健全財政を堅持しているものと認められます。

主要な財源である町税の収入未済額7,278万3,944円、徴収率98.6%で、前年度に比べ、61万8,971円減少、国民健康保険税の収入未済額は8,996万3,121円、徴収率が88.4%で、前年度に比べ、225万7,198円減少しています。前年同様、滞納整理事務が順調に行われており、今後も引き続き税の徴収の公平性を保つためにも、税の回収を適正に行うことを望むものであります。

町債の決算額は4億570万円で、前年度に比べて1億7,090万円、29.6%減少していますが、第5次蟹江町総合計画、諸施策等の遂行に必要な財源となっております。

歳出については、主な成果として、国の地方創生臨時交付金を活用し、上水道事業補助事業、プレミアム商品券発行支援事業等、物価高騰から町民生活を守る施策を実行するとともに、南駅前線整備事業、それから新市街地整備事業、図書館空調改修事業等を遂行し、所期の目的を達成しており、的確に執行されていると認められます。各施策事業には、まち・ひと・しごと創生事業として予算配分され、創生総合戦略の基本理念に基づき、的確に執行されているものと認められます。

国では働き方改革が進められていまして、職員の健康管理の面において、時間外勤務や有給休暇の管理を的確に行い、特定の者に過重な負担にならないように職場環境の整備を行ってほしいと思います。

最後に、今後の行政運営に当たり、合理的でよりよい行政サービスの提供を念頭に置き、的確な予算配分、事業執行をお願いしたいと思います。

続きまして、蟹江町の公営企業会計に移りたいと思いますので、24ページをお開きください。

6 蟹監発第20号。

令和6年8月22日、蟹江町長、横江淳一殿。

蟹江町監査委員、山本隆彦。蟹江町監査委員、伊藤俊一。

令和5年度蟹江町公営企業会計決算審査意見書の提出について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和5年度蟹江町公営企業会計（水道事業会計及び下水道事業会計）の決算及び証書類その他関係書類を審査した結果、その意見を次のとおり提出いたします。

続きまして、1ページ飛んで26ページをご覧ください。

26ページは、令和5年度蟹江町公営企業会計決算審査意見でございます。

第1として、審査対象は以下のとおり2点ございますが、令和5年度蟹江町水道事業会計決算と、それから令和5年度蟹江町下水道事業会計決算です。

第2、審査期日は、令和6年7月1日です。

それから、第3として、審査方法。審査に当たっては、決算関係書類が地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されているかどうかを審査するとともに、事業経営が公共の福祉及び企業の経済性の基本原則に沿って運営されているかに着眼し、審査をいたしました。また、決算関係書類と関係諸帳簿及び証書類を照合するとともに、関係職員に説明を求め、審査をいたしました。

第4、審査結果。審査に付された決算書類及び附属明細書並びに決算附属書類は関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確でありました。また、経営成績及び財政状況についても適正に表示しているものと認められました。

水道事業会計の概要については、27ページから38ページとなっておりますので、また後日お目通しいただきたいと思います。

そうしましたら、今度は、39ページのむすびのほうを読み上げさせていただきます。39ページをお開きください。

むすび。以上、令和5年度の水道事業会計決算について審査の概要を述べてきましたが、建設改良工事では、配水管布設工事及び幹線配水管の耐震化並びに老朽管布設替工事が施工され、安全な水道水の安定供給が図られております。

経営成績においては、収益的収支では、水道事業収益、税込み7億6,943万579円で、前年度に比べて1,018万2,717円、1.3%の増収に対し、水道事業費用、税込み6億8,477万9,484円で、前年に比べ、2,510万8,423円、3.8%の増となりました。経常収支といたしましては、

8,465万1,095円、税込み、純利益となりました。

なお、水道料金は6億3,631万862円、税込みで、前年度に比べ、4,977万4,296円、7.3%の減少となりました。

次に、資本的収支では2億8,399万8,183円の不足となり、不足額を前年度資本的収支不足額3億8,275万9,285円と比較すると、9,876万1,102円で25.8%減少しております。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金1,531万6,458円、当年度分損益勘定留保資金1億823万374円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,682万8,700円、建設改良積立金1億2,362万2,651円をもって補填されております。

有収率については86%で、前年度より0.5ポイントの減となりました。漏水調査及び計画的な老朽管の布設替えを行い、給配水設備等の整備、充実を積極的に図られ、高水準を維持するように望むものであります。

次に、水道料金の収納率は90.4%で、前年度より4.2ポイントの増となりました。引き続き公平性を確保するために、未納者に対しては、きめ細かな対策や、コンビニ収納、キャッシュレス決済の推進、電話催告など、未納者を増やさないよう早期に収納を努められ、さらなる収納率の向上に最善を尽くしていただきたいと思います。

最後に、水道事業の効率的運営と経費節減など企業努力により、経営の安定化をより一層図り、町民の期待に応えられるように要望するものであります。

続きまして、下水道事業会計に移りますので、今度は次のページ、40ページですね、下水道事業会計。あと、ここの以下については、40ページから51ページに詳細は記載されておりますので、またこれもお目通しのほうをよろしく願いいたします。

一気に飛びまして、今度、むすびのほうへちょっといかせていただいて、むすびのほうで52ページですね。52ページへちょっと一気に飛びます。

下水道事業会計のむすびといたしまして、以上、令和5年度の下水道事業会計決算について審査の概要を述べてきましたが、建設改良事業では、下水道管渠布設工事及び公共ます設置及び取付管布設工事並びに舗装復旧工事の施工により、下水道施設の整備が行われ、本年度は学戸新田処理分区、八幡、源氏地区の管渠の面整備で処理区域の拡大が図られております。

経営成績においては、収益的収支では、下水道事業収益、税込み6億7,083万255円に対し、下水道事業費用、税込み5億5,952万6,935円となり、経常収支としては1億1,130万3,320円、税込み、純利益となりました。

なお、下水道使用料は2億4,155万7,943円、税込みで、前年度に比べ、959万3,936円、4.1%の増となりました。

次に、資本的収支では2億2,451万7,257円の不足となり、不足額を前年度資本的収支不足額8,008万7,520円と比較すると、1億4,442万9,737円、180.3%増加しております。この不

足額は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,968万868円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額554万3,886円、引継金1億9,929万2,503円をもって補填されております。

有収率については89.3%で、前年度より1.3ポイントの減となりました。

次に、下水道使用料の収納率は84.5%で、前年度より0.3ポイントの増となりました。引き続き公平性を確保するためにも、未納者に対しては、きめ細やかな対策や、コンビニ収納、キャッシュレス決済の推進、電話催告など、未納者を増やさないよう早期の収納に努められ、さらなる収納率の向上に最善を尽くしていただきたいと思います。

最後に、下水道事業の効率的運営と経費節減など企業努力により、経営の安定化をより一層図り、町民の期待に応えられるよう要望いたします。

以上をもちまして、蟹江町公営企業の審査意見といたします。

続きまして、財政健全化判断比率及び資金不足比率の意見を述べたいと思いますので、53ページをお開きください。

6 蟹監発第21号。

令和6年8月22日、蟹江町長、横江淳一殿。

蟹江町監査委員、山本隆彦。蟹江町監査委員、伊藤俊一。

令和5年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

55ページをお開きください。

令和5年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見。

第1、審査対象。

1として、健全化判断比率。（1）令和5年度実質赤字比率、（2）令和5年度連結実質赤字比率、（3）令和5年度実質公債費比率、（4）令和5年度将来負担比率の4点です。

2、資金不足比率。（1）といたしまして、令和5年度蟹江町水道事業会計資金不足比率、（2）令和5年度蟹江町下水道事業会計資金不足比率の2点です。

第2、審査期日は、令和6年7月29日です。

第3、審査の方法。審査に当たっては、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて作成されているかを確認し、かつ、これらの書類が令和5年度の財政状況を適正に表示しているか否かを検証するため、提出された資料と照合するとともに、併せて関係職員から説明を聴取した上で審査を実施いたしました。

第4、審査結果。審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎

となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、かつ、その計数は正確であり、財政状況及び経営状況を適正に表示しているものと認められました。

続きまして、比率のほう、56ページをご覧ください。

4つの指標がここに示されております。財政健全化審査意見。1、健全化判断比率。(1)が実質赤字比率ということですね。括弧書きに一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率と書いてありますが、赤字なのかどうかということですよ。それから、アが基準ですね。法令に定められた基準、これが令和4年度と令和5年度が示されております。令和5年度は、早期健全化比率は13.74%になりましたので、より厳しくなっているということでしょうか。財政再生基準は20%で変わりないです。

イのほうの指標は、これは蟹江町の要は赤字比率ということなんですが、ここに棒線が引っ張ってあるのは、これは赤字じゃないものですから、ここの数値はありませんよというふうな意味です。

それから、ウが先ほど説明した算定根拠が書いてありますので、ここも後ほど見ていただければよろしいかなと思います。

エとして、判断。一般会計等実質収支額は5億3,561万1,000円の黒字であるので、実質赤字比率は計上されませんということですね。赤字じゃないからここは計上されませんということです。

それから、(2)が連結実質赤字比率。これは、全会計をまとめて見た場合の実質赤字比率ということです。法令上の基準が、令和4年度と令和5年度が表に記載されております。それから、蟹江町の比率としては、ここは黒字ですので、いずれも、令和4年度、令和5年度とも連結実質赤字比率はありませんということです。赤字ではないということですよね。

それから、ウとしては、この計算方法が書いてありますので、またご覧いただければよろしいかと思います。

最終的なエの判断として、連結実質収支額は24億8,711万5,000円の黒字であるので、連結実質赤字比率は計上されませんということです。

それから、(3)番が実質公債費比率(一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率)ということです。これも法令上に定められた基準は、令和4年度、令和5年度、変わらないということですね。早期健全化比率は25%ということになっております。

イのほうの蟹江町の率としましては、令和4年度が4.7%、令和5年度が5.4%、若干公債費比率が増加しているということになります。

ウのほうで、3か年の平均を調べてパーセンテージを算出するという方法が書いてあります。

それから、エの判断。では、判断はどうかというと、実質公債費比率は5.4%で、早

期健全化基準の25%を下回っており、健全な状況であるということです。

次ページの58ページに、（４）番として、４つ目の指標として、将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）。法令上の規定としては、早期健全化基準が350%ということで、令和４年度、５年度とも変わらないです。蟹江町の将来負担比率が、令和４年度が57.9%、令和５年度が57.1%ということになっております。

ウのほうは、将来負担比率の計算をするところの方法が書いてございます。

最終的なエの判断としましては、将来負担比率は57.1%で、早期健全化基準の350%を大幅に下回っており、健全な状況にあると思われま。

続きまして、２番のほうですね、意見。本町の一般会計等における財政健全化判断比率は、前記のとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、いずれの項目においても早期健全化基準を満たしており、良好な状況にあると認められます。

続きまして、次ページ、59ページの経営健全化審査意見を述べたいと思います。

経営健全化審査意見としまして、１番として、資金不足比率。企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率。基準が、４年度、５年度も変わらず20%。蟹江町の資金不足比率がいずれも不足がないため、ここは計算をされていないということですよね。

それから、（３）番が、計算する方法が書いております。

先ほど申し上げました判断としましては、本町における地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に該当する公営企業については、前記のとおりであり、これらの事業会計における資金不足額はないので、資金不足比率はいずれも計上されませんということです。

２、意見。本町の公営企業における経営状況は、いずれの事業会計においても流動資産が流動負債を上回っており、資金不足比率も経営健全化基準を満たしており、良好な状況であると認めるものであります。

以上をもちまして審査意見の説明を終了いたしますが、長時間ありがとうございました。

（代表監査委員降壇）

○議長 水野智見君

どうもありがとうございました。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第１号から認定第８号までの８案件は、来る９月19、20日の両日にかけて、審査をお願いすることにし、一括精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、認定第１号から認定第８号までの８案件は、９月19、20日の両日の審査することに決定されました。

ここで、山本代表監査委員から退席の申出がありましたので、これを許可します。
また、会計管理者の退席と、住民課長、教育課長の入場を許可いたします。
暫時休憩します。

(午後 1 時40分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時42分)

○議長 水野智見君

お諮りします。

精読になっていました同意第 2 号「蟹江町教育委員会教育長の任命について」、同一件名の同意第 3 号及び同意第 4 号「蟹江町教育委員会委員の任命について」、議案第43号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、議案第47号「令和 6 年度蟹江町一般会計補正予算（第 5 号）」の 5 案件をこの際日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、5 案件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長 水野智見君

追加日程第27 同意第 2 号「蟹江町教育委員会教育長の任命について」を議題とします。
ここで、服部教育長の除斥を求めます。

(教育長退席)

○議長 水野智見君

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第 2 号を採決します。

お諮りします。

同意第 2 号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。
服部教育長の除斥を解きます。

(教育長入場)

○議長 水野智見君

ここで、服部教育長より挨拶の申出がありますので、許可いたします。

○教育長 服部英生君

議長にお許しをいただきましたので、お時間をいただき、一言ご挨拶申し上げます。

ただいまは、教育長の任命についてご同意をいただきまして、ありがとうございます。もとより微力ではありますが、一生懸命職責を果たさせていただきたいと思っております。

議員の皆さんにおかれましては、今後ご指導、ご支援をいただきますようお願いを申し上げて、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

追加日程第28 同意第3号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題とします。
本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第3号を採決します。

お諮りします。

同意第3号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

○議長 水野智見君

追加日程第29 同意第4号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題とします。
本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第4号を採決します。

お諮りします。

同意第4号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

○議長 水野智見君

追加日程第30 議案第43号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第31 議案第47号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

○議長 水野智見君

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後 1 時48分)